

議案第93号

建築基準法等の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築基準法等の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

建築基準法等の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市風致地区内建築等規制条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

- (1) 福岡市風致地区内建築等規制条例（昭和47年福岡市条例第16号）第7条第1項第1号ウ(イ)及び別表(イ)の項
- (2) 福岡市戸建住環境形成地区特別用途地区建築条例（平成23年福岡市条例第28号）第4条第1項第2号、第5条第1項第1号、第6条第1項第1号及び第2項第1号並びに第7条第2項
- (3) 福岡市南公園特別用途地区建築条例（平成19年福岡市条例第48号）第5条の見出し及び同条第2項

(福岡市建築関係手数料条例の一部改正)

第2条 福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 16の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表17の2の項、19の項、25の項、30の項、33の3の項及び40の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(福岡市建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）の一部を次のように改正

する。

第19条中「第129条」を「第128条の5」に改める。

(福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成2年福岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条の3の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2中 「建築物の建ぺい率の最高限度」 を 「建築物の建蔽率の最高限度」 に改め、同表下原四丁目地

区地区整備計画区域の項中「別表第2(ち)項」を「別表第2(り)項」に改め、同表石城町・沖浜町地区地区整備計画区域の項中「別表第2(り)項第3号」を「別表第2(ぬ)項第3号」に改め、同表東比恵三、四丁目地区地区整備計画区域の項及び今宿青木南地区地区整備計画区域の項中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改め、同表今津地区地区整備計画区域の項及び田尻土地区画整理地区地区整備計画区域の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表JR筑前新宮駅前地区地区整備計画区域の項中「別表第2(ち)項第1号」を「別表第2(り)項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。